平成２７年（フ）第８３４５号
東京都世田谷区経堂１丁目36－２－103、開始決定時の住所東京都世田谷区三宿２丁目11－２　森方
破産者　渡部　俊美
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３７１号
東京都足立区中央本町２丁目24－１－106
破産者　永田　早苗
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３７４号
東京都中央区日本橋小網町７－７－502
破産者　堀口　隆史
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４４４号
東京都大田区西糀谷２丁目20－６－103
破産者　山王ひとみ
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４５５号
東京都足立区伊興１丁目５－１－402
破産者　山　あやえ
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４５７号
東京都葛飾区東立石２丁目７－17－107
破産者　門田　謙二
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６０号
東京都台東区浅草６丁目36－18－401
破産者　澤村　明彦
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４６２号
東京都大田区久が原２丁目13－23－113
破産者　三浦　章広
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４７７号
東京都練馬区豊玉北５丁目８－６－202
破産者　片平　伸忠
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４９６号
千葉県千葉市若葉区西都賀５丁目23－３－101
破産者　朝比奈拓也
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５３４号
埼玉県上尾市仲町１丁目８－31－305
破産者　及川　聡明
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０号
茨城県北茨城市平潟町1126番地の19
破産者　茨城水急有限会社
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第８０３号
埼玉県幸手市大字幸手3799番地３
破産者　有限会社山栄エクステリア
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８１８号
埼玉県川口市江戸１丁目６番地５
破産者　有限会社芳栄社
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目17番７号（パークサイド２－202号）
破産者　坂之上勝美
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７５号
千葉県流山市駒木1080番地の９チェリーブラッサム112、開始決定時の住所千葉県松戸市中金杉１丁目123番地の２
破産者　海老原　弘
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２２号
千葉県松戸市栄町３丁目156番地の６　コーポあかざわ206号
破産者　朝野　　忠
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３３７号
千葉県野田市山崎1279番地　市営住宅大和田団地１－２－89号
破産者　横地　里子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９００号
大阪府東大阪市金岡４丁目10番15号
破産者　株式会社シギ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３９号
大阪市西区靭本町１丁目６番10号
破産者　株式会社ＩＳＡ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４１号
石川県金沢市笠市町16番10号
破産者　株式会社ＤＡＴＡ　ＣＡＢＩＮ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部